

議員案第1号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年11月27日

提出者	矢板市議会議員	宮 本 妙 子
賛成者	〃	中 里 理 香
〃	〃	櫻 井 恵 二
〃	〃	藤 田 欽 哉
〃	〃	中 村 久 信
〃	〃	今 井 勝 巳

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

(矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。